

生け垣造成 奨励金を交付

災害にも強い 生け垣を お勧めします

みどりの豊かなまちづくりのために、生け垣を造成する場合、次の助成を行っています。

造成する生け垣は、長さ3メートル以上で高さが1メートル以上あり、幅員4メートル以上の道路または幅員4メートル未満の道路で道路の中心から2メートル後退していることが必要です。

【助成内容】

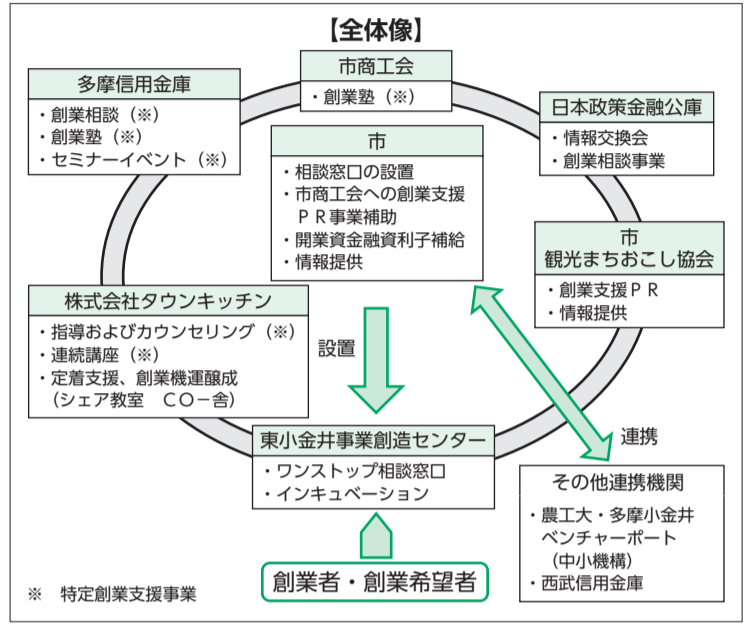
新たに造成する生け垣は、1メートルにつき、造成費の2分の1（限度額1万5000円）の奨励金を交付します。ただし、1戸あたりの限度額は、21万円とします。

また、ブロック塀等を取り壊して生け垣を造成する場合、1メートルにつき、造成費の2分の1（限度額1万5000円）の奨励金を交付します。ただし、1戸あたりの限度額は、21万円とします。

創業支援事業の 紹介

市では、創業支援事業計画に基づき、創業を予定している方および創業後5年未満の方を対象に、他の創業支援事業者と連携し、創業支援事業を実施しています。

この事業計画は、産業競争力強化法に基づく認定を受けており、創業支援事業のうち、経営、財務、人材育成、販路開拓に関する知識の全ての習得が見込まれる継続的な支援を行う事業（特定創業支援事業）を受講した際は、創業に関する制度において優遇措置が受けられます。



詳細は市ホームページをご覧ください。
問合せ先 経済課産業振興係 ☎042-387-9831

市長への手紙

—あなたの声を市政に—

皆さんが日ごろ市政に対してどのような施策を望み、どのような意見をお持ちになっているかをお尋ねするため、アンケート調査「市長への手紙」を実施します。

10月14日に調査票を発送しましたので、多くの皆様のご回答をお願いします。

回答していただいた内容は、集約後、あらましを市報でお知らせするとともに、市政運営の貴重な資料として活用するなど、ご意見、ご要望におこたえできるように努めます。

対象 平成28年8月1日現在18歳以上で、住民基本台帳から無作為に抽出した方2,000人

問合せ先 広報秘書課広聴係 ☎042-387-9818

合、1メートルにつき、造成費の2分の1（限度額1万5000円）の奨励金を交付します。ただし、1戸あたりの限度額は、21万円とします。

取り壊しを行う際は、必ず事前にお問い合わせのうえ、申請してください。

申請・問合せ先 環境政策課緑と公園係（市役所第二庁舎4階 ☎042-387-9860）

福祉のひろば

認知症高齢者 介護者の集い

—認知症高齢者を 介護する介護者 の心のケア

とき 11月5日（土）午後1時30分～3時30分

ところ 本町高齢者在宅サービスセンター

対象 市内在住・在勤で、認知症高齢者の介護をされている方、認知症ケアに関心のある方

定員 15人（申込順）

申込 10月15日から、同センター ☎042-388-8001へ。

認知症家族の集い

悩みや不安を語り合い、専門の先生の助言をいただきながら一緒に勉強しませんか。

とき 11月19日（土）午後1時～3時

ところ 前原暫定集会施設B会議室

講師 五島シズさん（認知症介護研究・研修東京センター 客員上級研究員）

対象 認知症の家族を介護している方

定員 20人（申込順）

申込 10月15日から、緑寿園ケアセンター ☎042-462-1206へ。

介護予防講演会

—今からできる健康法

健康のために日々の生活の中で注意すべきこと、心掛けることを、さまざまな医療の中

高齢者いきいき活動講座

—健康麻将（マージャン）入門

人気の健康マージャン（賭けない・飲まない・吸わない）で新しいお友達と楽しく交流しましょう。

とき 11月15日、22日、29日、12月6日、13日、20日、平成29年1月10日、17日、いずれも火曜日午前10時～正午（全8回）

ところ 健康麻将全国会小金井支部（本町5-16-14-201）

講師 青沼陽介さん（NPO法人健康麻将全国会小金井支部代表）

対象 市内在住のおおむね60歳以上の方

定員 38人（多数抽選）

費用 2千円（教材費）

企画運営 高齢者いきいき活動推進員

障害者福祉センター

リハビリにご利用を

自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、身体機能・生活能力の維持向上等に必要なりハビリを実施しています。

ご利用を希望する方は、ご相談ください。

実施日時 毎週月曜・木曜・金曜日の午前9時～午後4時

ところ 同センター

対象 身体障害者手帳を取得している65歳未満の方で、次のいずれかに該当する方

- ▽ 身体に障がいがあり、機能回復訓練を希望する方
- ▽ 病气により会話が不自由になり、言語訓練を希望する方

児童発達支援センター

「せらり」講演会

—遊びの発達

乳幼児期の遊びにはどのような要素があり、どのような発達を促すのか作業療法士の視点からお話しします。

とき 11月10日（木）午前10時～正午

ところ 社会医学技術学院講堂（中町2-22-32）

講師 兵頭洋子さん（作業療法士）

対象 市内在住・在勤・在学の方

定員 70人（申込順）

その他 保育あり（10月25日まで）に要事前申込

申込 10月17日から、ファクス、Eメールまたは直接、同センター ☎042-221-6011 ☎042-221-6015 FAX 042-221-6015 504 ☐kiri4@group-kagawa.comへ。

学習塾等受講料貸付金

高校・大学等 受験料貸付金

都では、受験生チャレンジ支援貸付事業として、中学校3年生・高校3年生またはこれに準じるお子さんがいる一定所得以下の世帯に学習塾等受講料および高校・大学等受験料の貸し付けを行っています。

高校・大学等に入学すると、申請により貸付金の返済が免除されます。

生活困窮者自立相談窓口

ご利用ください

経済的に困窮の方を対象に、支援員が相談者と共に必要な支援を考え、支援プランを作成するなどの相談支援を行っています。

また、離職等により住居を失った方等には、就職に向けた活動を行うことなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。

相談窓口 自立相談サポートセンター（社会福祉協議会内・本町5-17 ☎042-386-10295）

問合せ先 地域福祉課生活福祉係 ☎042-387-9840

市民後見人養成講習

受講希望者事前 オリエンテーション

市権利擁護センターでは、成年後見制度の担い手を養成するため、市民後見人養成講習を7市合同で開催します。

開催にあたり、受講希望者を対象に事前オリエンテーションを実施します。

とき 10月26日（水）午後2時から（1時30分開場）

ところ 社会福祉協議会A会議室（本町5-17）

対象 市内在住の方

定員 30人

申込 申し込みは、電話で同センター ☎042-386-1012へ。

費用 障害者総合支援法に基づく算定額

その他 機能訓練は、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行います。

申込期限 2月7日（火）

相談・受付窓口 自立相談サポートセンター内同事業担当（社会福祉協議会内・本町5-17 ☎042-386-10295）

問合せ先 地域福祉課地域福祉係 ☎042-387-9915

貸付内容、対象要件などの詳細は、受付窓口にお問い合わせください。

費用 障害者総合支援法に基づく算定額

その他 機能訓練は、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行います。

申込期限 2月7日（火）

相談・受付窓口 自立相談サポートセンター内同事業担当（社会福祉協議会内・本町5-17 ☎042-386-10295）

問合せ先 地域福祉課地域福祉係 ☎042-387-9915

費用 障害者総合支援法に基づく算定額

その他 機能訓練は、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行います。

申込期限 2月7日（火）

相談・受付窓口 自立相談サポートセンター内同事業担当（社会福祉協議会内・本町5-17 ☎042-386-10295）

問合せ先 地域福祉課地域福祉係 ☎042-387-9915

費用 障害者総合支援法に基づく算定額

その他 機能訓練は、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行います。

申込期限 2月7日（火）

相談・受付窓口 自立相談サポートセンター内同事業担当（社会福祉協議会内・本町5-17 ☎042-386-10295）

問合せ先 地域福祉課地域福祉係 ☎042-387-9915

費用 障害者総合支援法に基づく算定額

その他 機能訓練は、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行います。

申込期限 2月7日（火）

相談・受付窓口 自立相談サポートセンター内同事業担当（社会福祉協議会内・本町5-17 ☎042-386-10295）

問合せ先 地域福祉課地域福祉係 ☎042-387-9915

費用 障害者総合支援法に基づく算定額

その他 機能訓練は、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行います。

申込期限 2月7日（火）

相談・受付窓口 自立相談サポートセンター内同事業担当（社会福祉協議会内・本町5-17 ☎042-386-10295）

問合せ先 地域福祉課地域福祉係 ☎042-387-9915

費用 障害者総合支援法に基づく算定額

その他 機能訓練は、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行います。

申込期限 2月7日（火）

相談・受付窓口 自立相談サポートセンター内同事業担当（社会福祉協議会内・本町5-17 ☎042-386-10295）

問合せ先 地域福祉課地域福祉係 ☎042-387-9915

費用 障害者総合支援法に基づく算定額

その他 機能訓練は、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行います。

申込期限 2月7日（火）

相談・受付窓口 自立相談サポートセンター内同事業担当（社会福祉協議会内・本町5-17 ☎042-386-10295）

問合せ先 地域福祉課地域福祉係 ☎042-387-9915

費用 障害者総合支援法に基づく算定額

その他 機能訓練は、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行います。

申込期限 2月7日（火）

相談・受付窓口 自立相談サポートセンター内同事業担当（社会福祉協議会内・本町5-17 ☎042-386-10295）

問合せ先 地域福祉課地域福祉係 ☎042-387-9915

費用 障害者総合支援法に基づく算定額

その他 機能訓練は、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行います。

申込期限 2月7日（火）

相談・受付窓口 自立相談サポートセンター内同事業担当（社会福祉協議会内・本町5-17 ☎042-386-10295）

問合せ先 地域福祉課地域福祉係 ☎042-387-9915

費用 障害者総合支援法に基づく算定額

その他 機能訓練は、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行います。

申込期限 2月7日（火）

相談・受付窓口 自立相談サポートセンター内同事業担当（社会福祉協議会内・本町5-17 ☎042-386-10295）

問合せ先 地域福祉課地域福祉係 ☎042-387-9915

費用 障害者総合支援法に基づく算定額

その他 機能訓練は、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行います。

申込期限 2月7日（火）

相談・受付窓口 自立相談サポートセンター内同事業担当（社会福祉協議会内・本町5-17 ☎042-386-10295）

問合せ先 地域福祉課地域福祉係 ☎042-387-9915

費用 障害者総合支援法に基づく算定額

その他 機能訓練は、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行います。

申込期限 2月7日（火）

相談・受付窓口 自立相談サポートセンター内同事業担当（社会福祉協議会内・本町5-17 ☎042-386-10295）

問合せ先 地域福祉課地域福祉係 ☎042-387-9915

費用 障害者総合支援法に基づく算定額

その他 機能訓練は、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行います。

申込期限 2月7日（火）

相談・受付窓口 自立相談サポートセンター内同事業担当（社会福祉協議会内・本町5-17 ☎042-386-10295）

問合せ先 地域福祉課地域福祉係 ☎042-387-9915